

○安中市マスコットキャラクターこうめちゃん着ぐるみ貸出要綱

平成28年3月31日

安中市告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、市のマスコットキャラクターであるこうめちゃんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し（以下「貸出し」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し)

第2条 貸出しは、市の業務に支障を及ぼさない範囲に限り行うものとする。

2 着ぐるみの貸出期間は、原則として貸出しを行った日から7日以内とする。

(貸出対象者)

第3条 貸出しを受けることができる者は、自ら企画し、又は実施する催事等において、市のイメージの向上につながると認められる方法により、当該着ぐるみを使用する個人又は団体とする。ただし、当該個人又は団体が次に掲げる事項に該当するときは、貸出しを行わない。

- (1) 貸出しの趣旨に反するとき。
- (2) 当該催事等が法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 着ぐるみの使用又は当該催事等が市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って当該着ぐるみを使用されないおそれがあるとき。
- (5) 着ぐるみの使用又は当該催事等が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用するとき。
- (7) その他貸出しが不適當であると市長が認めるとき。

(貸出しの申請)

第4条 貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを受けようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容が適当と認めるときは着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)により、適当でないとき認めるときは着ぐるみ貸出不承認書(様式第3号)により通知するものとする。

(貸出料)

第6条 貸出しは、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条の規定による貸出しの承認(以下「承認」という。)を受けた者(以下「借業者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第8条 借業者がこの告示の規定に違反したときは、市長は、承認を取り消すとともに、以後の承認を行わないものとする。

- 2 承認が取り消された者は、直ちに着ぐるみを返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により承認が取り消された者に損害が生じた場合は、市は、その責めを負わない。

(着ぐるみの返却)

第9条 借業者は、貸出しを受けた着ぐるみを第2条第2項に規定する貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 借業者は、前項の規定による返却の際に、着ぐるみ使用状況報告書(様式第4号)及び使用状況が分かる写真を提出しなければならない。

(原状回復等)

第10条 借業者は、着ぐるみを汚損し、又は毀損した場合は、当該借業者の責任と負担により、クリーニング又は補修を行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が着ぐるみのクリーニング又は補修が必要と認めるときは、借業者は、これに従わなければならない。
- 3 借業者は、着ぐるみを紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 借業者は、承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

(市の免責)

第12条 市長は、着ぐるみの使用に起因する事故等により、借用者が被った損害又は借用者が第三者に与えた損害に対し、その責めを負わない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。